

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 9 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日 (月)

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第9回会議

1 日時

平成16年11月29日(月)午後1時30分開会・午後3時21分閉会

2 場所

国分寺町女性会館 2階 第1会議室

3 出席委員 19人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	白井加寿志
委員	川染勉	委員	大比賀郁夫
委員	梶村傳	委員	池崎清子
委員	大浦澄子	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 4人

委員	大橋光政	委員	千葉規美子
委員	三笠輝彦	委員	柘植敏秀

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	佐々木英典
副幹事長	土井信幸(委員兼務)	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 35人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	間島 康博
総務部会委員		市民部会委員	鎌田 良博
企画財政部会委員		市民部会委員	谷本 裕己
市民部会委員	武下文男 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	
土木部会委員		健康福祉部会長	岡内 須美子
消防部会委員		健康福祉部会委員	岡本 英彦
総務部会委員	小山 正伸	都市会開発部会長	中西 囿弘
総務部会委員	合田 彰朝	都市開発部会委員	氏部 幸男
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	土木部会長	久米 憲司
企画財政部会委員	林 昇 (事務局兼務)	土木部会委員	山下 功
企画財政部会委員	井上 哲	消防部会長	富永 典郎
企画財政部会委員	岸本 泰三	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会委員	草薙 功三	消防部会委員	矢代 正己
企画財政部会委員	森 覚	農業委員会部会長	溝 淵 收
企画財政部会委員	植松 勉	農業委員会部会委員	帯包 正夫
企画財政部会委員	高橋 公一	議会部会長	金子 史朗
企画財政部会委員	綾田 保弘	議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	須和 建一	議会部会委員	川原 譲二
企画財政部会委員	白井 文夫	議会部会委員	西川 宏行
企画財政部会委員	植松 秀昭		
市民部会長	氏部 。		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長 (計画班兼調整班)	福 井 隆	調整班 兼計画班	林 田 競 一
総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治	計画班	山 上 龍 二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 17 号 地域審議会の取扱い(協定項目第 6 号)について
(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 18 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第 7 号)
について(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 19 号 その他の事業(情報公開制度)(協定項目第 24 - 23 号)
について(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 20 号 その他の事業(外部監査制度)(協定項目第 24 - 23 号)
について(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 21 号 その他の事業(水問題対策)(協定項目第 24 - 23 号)
について(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 22 号 建設計画(協定項目第 25 号)について
(第 8 回会議提案:継続協議)
- 協議第 23 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
(協定項目第 8 号)について
- 協議第 24 号 地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について
- 協議第 25 号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第 10 号)について
- 協議第 26 号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第 13 号)について
- 協議第 27 号 一部事務組合等の取扱い(協定項目第 16 号)について
- 協議第 28 号 消防団の取扱い(協定項目第 19 号)について
- 協議第 29 号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第 22 号)について
- 協議第 30 号 介護保険事業の取扱い(協定項目第 23 号)について
- 協議第 31 号 交通関係事業(協定項目第 24 - 16 号)について
- 協議第 32 号 その他の事業(市・町民褒章制度)
(協定項目第 24 - 23 号)について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第9回会議を開会いたします。

皆様方には、お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議の会議録署名委員には、谷本繁男委員さんと池崎清子委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） 会議次第の3、(1)の協議事項の協議第17号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）についてを議題といたします。

なお、これからの協議第17号から協議第22号までにつきましては、前回、第8回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第17号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第17号地域審議会の取扱いについて提案内容を御説明申し上げます。

会議資料1ページをお開き願いたいと存じます。

ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、国分寺町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

なお、継続協議となっております合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号について御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

前回の協議会の後で、直ちに、私も、議会の合併対策特別委員会を開催いたしまして、いろいろと委員皆さんで慎重な議論をいたしました。その結果、やはり地域審議会じゃなく合併特例区を採用していただきたい。

まあ、地域審議会というのは、御存じのとおり、市長さんの諮問機関ではありますが、その答申が果たして、その実現に向かって実現できるかどうかと、その保証はどこにもないわけなんです。特例区の場合は、やはりその合併特例区協議会の意見を聴かなければならないという項目がありまして、市長さんが取り上げなければならないという項目もあるわけなんで、これはどうしても、やっぱり地域住民の声を市政に反映していただくためには、やはり合併特例区制度を採用していただきたいと思うわけでありまして。

5年間の期限が終わったら、またすぐ、今度は地域自治区ですか、そっちの方へかわったら、それでええわけで、1市6町でいろいろ協議がある中で、国分寺だけが、今のところ、合併特例区ということを提案しておりますけれども、これは他の町が地域審議会であって、国分寺が特例区であっても、法的に何ら問題ないことであると思うんです。

ここには一つの例があります。法律が改正されて新しいんで、全国に例がないということではありましたが、インターネットを検索するとすぐ出てきました。これは静岡県の天竜川・浜名湖地域合併協議会、これは浜松市を中心にいたしまして、3市8町1村の合併協議会であります。

その中で、浜名湖に隣接の浜北市というのがありますが、ここは人口8万強の市らしいんです。ここだけが、一応、合併特例区を希望しております。それから、他の7町1村は地域自治区というんですか、を希望しております。したがって、最終的にはどうなるかわかりませんが、もう、おおむねこういうことで決着がつくんじゃないかなあと考えております。

そういうことも勘案しますと、やはりうちの町1町が合併特例区をつくって欲しい、他の町が地域審議会でも別に問題ないと思いますんで、ひとつ、私はそのように御提案申し上げて、検討いただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかにこの件について御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

綾野委員 私も、今、岡西委員が言われるような意見が、議会の特別委員会の中に根強いものがあるということは、十分承知しております。しかし、この協議項目で上がってきた協議を、協議項目を変えて協議ができるかどうかということについてお尋ねさせていただきたいと思います。

もし、そのようなことが可能であったら、協議会の存続そのものが問われる問題になっていくんじゃないかと。あくまでも自分くの都合のええ協議項目を上げてきて、これで協議せんかということが許されるもんかどうか、そこらあたりの考えをお聞きしたいと思います。

こりゃあ私方、高松にとっても協議会の一つ一つは別な独立した協議会であるかと思うんですが、私のとこの協議会に協議項目を譲って、そんならそういうなんでやらんかと言うたことになると、ほかの協議会にも大きな影響を及ぼすんじゃないかと、ここらあたりの考えもちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明いたしますけれども、合併協定項目に上げていないものについての取り扱いということでございますが、ただいま御意見ありましたように、この協議会として、全体として意思集約ができれば協定項目に設定できると。

ただ、全体として意思集約ができなければ合併協定項目には設定できないということでございます。当然、そのようなことになるかと考えております。

ちょっとここで、先ほど御意見ありましたけれども、合併特例区について、若干説明をさせていただきたいと思うんですけれども、少し誤解があるかと思しますので、改めて説明をさせていただきます。

合併特例区は、法人格を有する特別地方公共団体であります。つまり、制度上は高松市という自治体の中に別の自治体が存在するということになるものでございます。このことは、簡素で効率的な行政組織体制の整備という合併本来の目的からは外れる制度ということが言えようかと考えております。

また、この合併特例区の権能といたしましては、合併特例法第5条に規定されているわけでございますが、国が例示として挙げている合併特例区の業務としては、例えば特別のノウハウを持っている宿泊施設など、公の施設の管理運営、あるいは特色ある地域振興のためのイベントの実施、または当該地区住民だけが利用する集会所などの管理、さらに住

民が強い愛着を持っている里山や温泉施設などの管理、さらには当該地域独特の地域文化の保存、継承などでありまして、そういう特定のことのみに所管する組織でございます。

つまり、例えば、これは例えばということではありますが、国分寺町の場合であれば、国分寺跡資料館やくちょう温泉、橘ノ丘総合運動公園あるいは国分寺町まつりなど、そういう特定のことのみに合併特例区の事務として、それらについてののみ、5年間に限って合併特例区の事務所で行うという制度であります。

したがって、その他のさまざまな地域住民に対する窓口サービスを初め、広報、広聴、福祉や教育、保健衛生、産業振興、さらにはさまざまな公共事業など、一般的な行政サービスは合併特例区では行えないこととされております。その点御理解の上、御協議を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 前回の協議会でもそういう合併特例区の話が出されて、岡西委員さんからお話がありましたように、国分寺の皆さんの方で、その後、委員会を開いて、再度その集約された意見ということなんで、少し重く受けとめてはおるんですが、先ほど事務局から説明もありましたように、私どもの理解では特例区は、今、お話がありましたように自治体の中にもう一つの自治体をつくるというような形になるということ。あるいは合併の建設計画が10カ年に及ぶのに、その進行管理、あるいはそれに対する意見を言ってもそれが尊重されないのではないかと、ちょっと御不信感があるような御意見もありましたが、この諮問機関で出される意見というものは、やはり、この振興計画もあわせて建設計画の着実な、もちろん全体的な財政事情もありますけれども、合併をしてきたメリットを生かすという大きな目的があるわけですから、言うと言わずに、それを尊重するということは、もう言うまでもないことなんでありまして、その10カ年の間、地域審議会を15人以内の委員でもってそれを着実に監視し、そして、意見具申をしていくということで生かされてくるというように、私どもは理解をしておりました。

今、お話の中に、ちょっと私、不勉強でわかりませんが、5年済んだら地域自治区に切りかえたらええではないかという話がありましたが、それは少し、いかがなものかなというように私はちょっと思います。

したがって、まだ少し検討の余地もあるかと思いますが、私は、やはり他の町でも、その他の町に学ばないかということはありませんけれども、もう少し御検討いただけたら

いかというように思います。

したがって、きょうのところ、従来の協議の進行の関係からいけば、国分寺町の皆さんが、あえて合併特例区に、さらに研究してみたいという御意向なら、この項目は引き続き継続にさせていただいて、さらに私どももさらに勉強もするし、国分寺町さん側の方でも御検討いただけるといふことにさせていただければ。きょうのところはそういう措置にしていってはどうかというふうに提案したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。お世話さまです。

私も、今の梶村委員さんの意見と似ているわけですけども、やっぱり地域審議会では、その審議会の委員の皆さんの御意見がなかなか通じなくて、特例区にした方が通じるとかいう部分で、ちょっとそういうものではないというふうに思っております。

そして、委員の皆さんの御意見、今わかりましたけれども、これは町議会の総意ということにはなっているのかどうかという点と、それと、済みません、御同席いただいておりますので、副会長でもある町長さんの御意見も伺えればと思いますけど、その点よろしくお願いたします。

以上です。

議長（増田会長） そしたら、議会の方は議長さんでもお願いしましょうか。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

これは、合併特別委員会におきまして、議会の総意でこのように決定をいたしております。これに対して、後で皆さんの御意見を聞きましたところ、それに対して何の反論もなかったということでございますので、総意というふうに解釈をいたしております。

福井副会長 福井です。

この件につきましては、合併対策特別委員会でいろいろ意見が出た結果の集約になったんですけども、ただ、議員の皆さん方が心配するのは、審議会でいろいろ15人の委員が意見をまとめて市長に諮問をすると。したときから以降のことが非常に心配だという意見がありまして、やっぱり、もうそれが実際、国分寺地域の審議会の意見として取り入れていただけるだろうか、あるいはそれがもういろいろな事情で、もし答申をしてもそのまま終わってしまう、そんな懸念が、非常に心配しとんですよ、というような感触を受けました、私は横で聞いておりました。

そういったことを、私としては、私の私見としては、この地域審議会の中の規約かなんかの中に、答申については尊重するとかというような、ひとつ、もうひとつ意味合いの強いものを表現していただいた上で、きょう恐らく、まだ結論は出んと思いますけれども、それをまた特別委員会で議論してもらおうということも一つの方法じゃないかと思います。

議長（増田会長） ありがとうございます。

はい。

森谷委員 わかりました。

それでは、今も梶村委員さんの方から御発言ありましたが、まあ、よく、もっと、何か誤解だとか、それからもっと研究すべき部分とかあるような感じもしますので、ぜひ継続審議ということでお願いできればというふうに思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

末澤委員 国分寺の末澤 進でございます。

今、私方の議会で、いわゆる全員が一致したというような表現をされましたが、私は納得しておりません。と申しますのは、内輪の恥をさらすんですが、特別委員会では意見を聴く場なんだと。しかもここでは、私たちは委員の一人として自分の主張ができるし、発言もできるし、採決もできる。全然権限の意味が違うんですね。

そこにおいて、いわゆる副委員長さんから確認の意味でいかがですかという発言があった。委員長さんがこれで確認でもとりましょうか、質疑、討論ありませんか、採決してよろしいでしょうか、というような形で言うんならわかるんですよ。そういうことは一切しませんから、私は無視しておりました。黙っておるということが全部の意思だというふうにとられたら、これはもう、ちょっと委員会自体のあり方、やり方を考えないかん。これはもう恥をさらして恐縮なんじゃけども、そういう空気ではありません。

まして、私とここへ来とる委員の中でも、今の綾野さんがお話になったように、必ずしも、これは意思統一ができてないという表現なんです。それでなおかつ、前回に増田会長さんがおっしゃったように、初めて審議会を国分寺町で提案したと。これから他の5町に対してこれを話していくと、そういう流れの中で見て、これを考えましょう。同じ方向ならということで、最初、置いたと思う。

それを持ち帰って話したわけです。ですから、16人の議員がおりますけれども、全部が全部というわけではありません。常に賛成、反対、わからない、中立という、それぞれがおりますから、そういう決め方を表現するんであれば、何人の賛成があった、何人の反

対があるというのならわかりますけど、議会の総意としてはこういうことであった、という表現をされるのは、私は迷惑であります。

その意味から、このホームページで全部、議事録を読ませていただきました。この中で非常に特に、今、事務局長さんが御説明になったように、非常にわかりやすく、そのおりのことを説明されとんですね。

ただ、単に国分寺だけが自分の判断で、自分の行動で、自分の立場でやればいい性質のものじゃないんです。私は、あくまでも、この合併という意味が一体何なのか。しかも住民の発議で、これができ上がった協議会です。議会の議員でたったの3人の賛成しかなかったんです、この協議会をつくってよろしいという、その結果でできた意見ですから、やはり私は住民の意思を、6,000に余るんですよ。6,000人の人が1,000人の差をつけてこの協議会をつくったんです。そんな意味からすれば、議会の議員が、ただ単にそれだというふうに決めてかかるというのは、私はいかがかと思うんです。これはもっと混乱を残しますので、継続もいいですけども、これは持ち帰っても同じ結論が出ると思うんです。

私は、余り、これ継続、継続と、継続すんだったら、次の会議では結論を出さないかん。ですが、国分寺がそういう姿勢で、特例区でいくやなんていうことが現実にできますか。私は、そういうことは非常に無理だと思う。その意味から、継続というのは非常に慎重にしてもらいたいと思います。

私は、私の議員の立場で言いましたから、住民の代表の方もおいでますので、あるいは学識経験の方もおります。一方的になったらいかんと思いますので、そういう方々の意見を、会長さん、聴いていただければ幸いです。

終わります。

議長（増田会長） この件について何か。

はい、どうぞ。

松岡委員 国分寺の松岡ですけども。

前回は今回も同じなんですけども、同じ問論を同じように言よる、というふうに僕は聞こえるんですけども、前回言うたことが勉強されてないというのか何というのか、ちょっと表現ができないんですけども、もう少し大きな大人になった気持ちになっていただいて、やはり、この地域審議会でも前回も僕はいいと言うつもりなんですけれども、住民の方はそれで十分だというふうな理解をしております。

また、学識経験者の方にも聞いていただけたらいいと思います。

議長（増田会長） 御意見ありましたら。

白井委員 国分寺の白井でございますが、ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、今、これ、議案は地域審議会をどうするかという議案ですね。地域審議会にするか特例区にするかというのはちょっと違うんじゃないかということをもまず一つ疑問として感じます。

だから、地域審議会がいかんのならいかんと、まずここで決めるんなら決めてもいいし、いいならいいと決めたらいいと。その特例区はまた別の、ここで審議すべきかどうかは別として、とにかく別のものであることを一つ感じます。これが一つです。

それから次、念のために事務局の方に、後で結構ですが、教えていただきたいんですが、特例区は合併後の一定期間、従前のまとまりに特に配慮すべき事情がある場合ということがはっきりと決められているわけですね。だから、特にある場合と、その特にあるかないかということは、じゃあだれが認定するかという問題が次出てくると思います。

そうしますと、その次出てくるのは、特例区というのは都道府県知事が認可をするとなっているわけです。そうするとこれ、ちょっと地域審議会と別の問題です。特例区の問題ですが、もしこういう事情があつて特例区をつくってほしいと、市でほしいという場合は、例えば香川県だったら知事さんに認めてもらわんといかんと。もし認めてもらえなかったらどうなるかという、これ全然また別の問題が起こってくるんで。まず私は二つ... ..、一つは地域審議会の今、議案を審議しているわけですから、特例区が出てきたから継続というのとはちょっと違うんでないかと。だから、地域審議会そのものをまず議論していただいて、そしてそれが.....、だから継続というのは何の意味で継続か、私にはちょっとわかりかねます、という点をお聞きしたいし、あとお教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御質問というか、御意見でございますけれども、合併特例法において合併特例区で行うべきものは、特に配慮すべき事情がある場合という、それについて、先ほど私の方で申し上げた特定の事柄のみを行うことができるということでございまして、特定の事柄というのは、市長が市長の権限として行う、いわゆる一般的な行政サービス、これは合併特例区の仕事ではないということで、これはできないことになっております。

したがって、合併特例区が何か特別の、今まで国分寺町がやっておった行政サービスを

特例区の仕事としてやることができるというふうに誤解されると、それは大きな間違いということでございますので、合併特例区自体は、いわゆる財産区のようなものでございまして、そのほかの行政サービスは一切できない、市長の権限に及ぶことはできないというのが法律の趣旨でございます。そのように規定をされておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 協議項目がまだまだ残っておりますので、一応、これもう、ここでちょっと置かせてもらいます。次、行かせてもらいますので。

次に、協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料6ページをお開き願いたいと存じます。

協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、6ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

提案内容は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

松岡委員 前回の協議会の中で、私は、提案どおりでよいと賛成をあらわしてきました。その後、今回の協議会までの1カ月余り、合併に署名をしていただいた方や多くの住民とお話をしてきましたが、大多数の方には理解を得て賛成していただきました。

ここで住民の意見をまとめたところ、編入合併も決まっているし、住民投票でも賛成が多くあり、9割以上、ほとんどの方は高松市と合併できるものと思っていますよと。

この協議会は、先ほども言われましたけれども、住民発議によってできたもので、住民の意思が通う、住民の幸せにつながる協議をぜひしてもらいたいという意見がありました。

前回、国分寺町の委員から、議会を解散して定員46とかいろいろな意見がありました。が、意見は意見として受けとめて、前回、高松の委員の方からも言われていますように、合併後の段階において勉強し、研究していく問題だろうと私は思います。

今後、合併協定書の調印までに住民説明会等が必要になるとと思いますが、まだまだ詰め
の作業が多く残っていると思われます。

この問題については、私も今月の24日の庵治町、そして午後からの塩江町、25日は
香川町と協議会を聞かせてもらいましたが、特に反対する意見はありませんでした。そう
いうことで、今回の協議会で協議事項を確認すべきだと思います。

また、この学識経験者の方の御意見もお聞きしたいと思いますので、よろしく願いい
たします。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

川染委員 国分寺の川染でございます。

協議の第18号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、松岡委
員からおっしゃいましたけれども、松岡委員とはまた考え方が違いますので、その点よ
ろしく願いをいたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律の規
定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員
の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設けるとなっていますが、私とい
たしましては、適用せず、自治法原則により定数は46名とし、高松市会議員は自主解散
をして一般選挙とし、選挙区は設けないものとするを提案いたしたいと思います。

定数特例を2回も使い、最初の増員選挙では高松市の市会議員は選挙はなく、次の一般
選挙では6町に対し、もう一度定数特例を使うことを、基本的に市民が望んでいることと
は思われませんので、提案されている特例定数は51名、私たちは一切特例法は使わず、
5名減、定数46名の自治法原則で選挙すべきと主張しています。

議員が地域から出ないと願う人がいないから、本当に地域が寂れるのでしょうか。
そのようなお願い行政から早く脱却をして、自己決定、自己責任の自立をしたまちづくり
を進めるべきと考えますので、提案をいたします。

議長（増田会長） はい、ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

梶村委員 せっかくの意見ですけど、それは少し誤解も甚だしいんじゃないでしょうか

ねえ。

私も国分寺の皆さんからそんな話がありましたし、ですから、いろいろとこの特例法の関係についてはいろいろ勉強もさせてもらいましたが、今おっしゃいますように、解散して選挙するというのも、一つの方策であることは間違いないんですが、例えば塩江と私も、もうあすにでも合併の調印式をやりますね。塩江の特例選挙区は1名ですね。1名を40の上に、高松は40ですから、40の上に1名足すことはできるんですね。しかし、それは高松市議会議員の残任期間ですから、1年有余あるわけですね。9月に合併しましても1年間今のままだでもあるわけです。

ところが、国分寺町の皆さんと合併するのが、18年3月に合併したとしますね。そして、そのとき塩江町から出てきた市議員さんも1名の残任期間はそれで消えるんですよ。それで、そのときの選挙でがらがらぼんで41でやるか、51できるはずがないんです。そのときの選挙は40でせんといかんのですね、がらがらぼんをやると。そういう仕組みになってますからね、おっしゃるように51で選挙やらせてくれる、特例の数字になると、私、理解していないんですよ。ですから、この話はやっぱりいろいろともっと御協議いただかなきゃいかんと思いますね。

ですから、もちろん高松市民だって、各町と合併を今進めておりますが、そこで例えば18年、任期1年残して合併のために解散するというようなことについて、高松の市民から了解を得られるということは、私は思っておりません。

ですから、もちろん選挙区を設けるという在任特例と定数特例、御案内のとおりですから、その在任特例やると、町議会の、6町の場合ですと124名、高松の場合は124名の市議員ができるわけですね、在任特例でやると。それだと、やっぱり理解得られませんが、定数特例でやろうということを言っているわけなんで、そういうふうなことを総合的に考えてみますと、今、川染委員さんがおっしゃるような話には到底考えられないんですね。それが国分寺町の皆さんの意見かどうか私は承知しませんが、これももう少し御検討いただいたらと思うんです。

ですから、私は、ここですぐ結論出す必要はないんで、先ほども言いましたように地域審議会の問題ももっと、その地域審議会のルールについて研究していただき、我々もまだ検討しなきゃならんのがあったら検討しますし、議員の扱いについては、もうほとんど私ども検討大分進めておりまして、他の町からもほとんど大体異論はないということで御案内いただいておりますので、御理解いただいておりますので、そのとこ

ろは、ぜひひとつ、国分寺町の方で御理解いただく、その御理解いただくための時間が必要で、場合によって高松の議員さんと、もちろん、ここ合併協議会は学識経験者の皆さんも入っての協議ですから、決めることは最後は合併協議会で決めますが、高松の市会議員さんとちょっと話がしたいがというお話も前回あったように思っておりますが、もしそれがあるなら、何ちゃ話することについて、やぶさかではありませんし、継続協議にしておくことが、私は今回はもうやむを得んではないかと思えますね、そういう意見がもし出るんだったら。できればきょう確認したいと思えますが、それができなければ継続協議で……

議長（増田会長） まだまだ理解が十分にっていないというところもあるようでございますので、時間を置きたいと思えます。

次に、協議第19号に入らせていただきます。

協議第19号その他の事業（情報公開制度）についてから、協議第21号その他の事業（水問題対策）についてまでの3件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料10ページをお開き願います。

まず、協議第19号その他の事業（情報公開制度）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号その他の事業（外部監査制度）でございます。

提案内容は、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、右側の12ページをごらんいただきたいと思います。

協議第21号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

提案内容は、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

協議第19号から協議第21号までの提案内容は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号から協議第21号までの3件について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第19号から協議第21号までの3件一括お諮りいたします。

協議第19号から協議第21号までの3件について、原案のとおり確認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようですので、協議第19号から協議第21号までの3件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第22号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第22号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回の資料に重点取組み事項を追加いたしますとともに、字句等の修正、統一を行っております。

会議資料の後にしております附属資料その2、建設計画案をごらんください。

こちらの36ページをお開きください。

右肩の方にその2と書いております附属資料でございます。

36ページでございますが、追加項目でございますが、「安全で安心して生活できるまちづくり」の2項目目でございますけれども、「消防・防災体制の整備」の重点事項の一番上に記載しておりますように、「自主防災組織の充実強化」というのを重点取組み事項として追加するものでございます。

以上が主な追加点でございます。

この建設計画につきましては、今後、住民の皆様の御意見などをお聴きいたしますとともに、委員の皆様の御意見、御要望等を踏まえまして、よりよい計画になりますよう両市町で協議、検討の上、適宜修正等を加えていき、すべての協定項目について協議が終了した段階で意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、協議第22号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。特にないようでしたら、協議第22号については、第10回会議において、改めて質疑及び協議を行うことといたします。

次に、協議第23号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）についてを議題といたします。

なお、協議第23号から協議第32号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第10回会議において改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたします。

それでは、事務局から順次説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の14ページをお開き願いたいと存じます。

協議第23号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

調整内容を御説明いたします前に、編入合併の場合の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて御説明申し上げます。

次の15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページには、参考といたしまして、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載いたしております。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法または合併特例法による特例措置といたしまして、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理いたしておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の統合の場合をごらんいただきたいと思います。

原則では、編入される市町村の委員は、すべて失職いたします。右側に記載しております特例措置を適用いたしますと、編入される市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り在任することができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合は、編入される町村を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間置くことができます。

次に、3段目の新たに二つ以上の区域を設置する場合は、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は合併後1

年を超えない範囲で定める期間となっております。

以上が編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期についてでございます。

それでは、調整内容を御説明申し上げます。

附属資料のその1、附属資料のその1というのがございますが、その6ページをごらんいただきたいと存じます。

なお、これから後の案件の説明は、会議資料とこの附属資料を並行して説明いたしますので、この二つの資料を並べてごらんいただければと存じますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の7ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料7ページでございます。

まず、農業委員会及び選挙区でございますが、1の区域面積、2の農地面積、3の農家数、4の農業委員会数及び5の選挙区につきましては、それぞれ現況欄に記載のとおりでございます。

調整案でございますが、右下にございますように、「国分寺町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。」としたところでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、2の委員数につきましては、選挙による委員は高松市が40人、国分寺町が13人、選任委員につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、3の任期につきましては、両市町とも同じでございます。

この農業委員につきましては、右上の問題点・課題の欄にございますように、合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がございます。このうち、選挙による委員の定数でございますが、農業委員会法では、農地面積及び基準農業者数により定められておりますことから、今回調整に当たりまして、特例期間中の国分寺町の選挙による委員の定数については、高松市の選挙による委員数を基準に、国分寺町の農地面積と基準農業者数に基づき算出したものでございます。

調整案でございますが、「国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市の農業委員会の委員の残任期間とする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料14ページをごらんいただきたいと存じます。14ページでございます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、中ほどでございますように、「国分寺町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

なお、16ページと17ページには、先進地域の事例を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第23号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 　ただいま説明のありました協議第23号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 　岡西でございます。

定数5人の中、これ農協推薦人とそれから議会推薦の委員というのがありますが、その人も含めて5人になるんですか。

議長（増田会長） 　事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） 　それでは、農業委員会部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いをいたします。

溝渕農業委員会部会長 　農業委員会部会の溝渕と申します。

お答え申し上げます。

今、御質問のありました件でございますが、今回の合併特例が適用されますのは、選挙による委員さんだけでございまして、選任委員さん、先ほどおっしゃられた農協関係の推薦委員さん、それから、議会推薦の委員さんは、もうこの合併期日をもって失職ということになります。

以上でございます。

議長（増田会長） 　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 　ないようでしたら、協議第23号につきましては、次回、

第10回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第24号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてを議題といたします。
事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料の10ページをお開き願います。

地方税の取扱いに関する資料のうち、まず、10ページは個人市・町民税でございます。
調整内容の説明の前に、この地方税の取扱いの調整に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。

合併特例法では、合併関係市町相互の間で地方税の税率が異なることなどにより、合併後、直ちに合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって均衡を欠くことになると認められた場合は、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って課税をしないこと、または、不均一の課税をすることができる旨定められております。

この協議第24号は、この規定を基本に、税が住民に負担を求めるものであることを勘案して、急激な変化を来さないよう配慮して調整したものでございますが、不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考え方といたしまして、税率の変更の場合は3年間の経過措置を設け、また、新たに課税することになる税目については、合併特例法の規定を最大限適用して5年間の経過措置を設けております。

それでは、10ページを御説明申し上げます。

個人市・町民税でございます。

現況欄のうち、2の均等割の の非課税基準におきまして、市町間で違いがございます。この非課税基準につきましては、資料には積算方法を記載いたしておりますが、例えば、夫婦2人と子供1人の標準的な世帯で計算をいたしますと、高松市が114万3,000円、国分寺町が101万6,000円となります。この非課税基準につきましては、高松市の制度に統一いたしますと、国分寺町住民の負担の軽減となるものでございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、ページの右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、均等割の非課税基準については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

法人市・町民税でございますが、2の税率のうち、 の法人税割の税率については、両

市町とも標準税率の1.2倍までの制限税率を適用いたしておりますが、その税率に差がございます。

この法人市・町民税の調整に当たりましては、法人税割の税率が異なっておりますことから、合併特例法に規定されております不均一課税を適用することとし、調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、税率（法人税割）については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

固定資産税でございますが、現況のうち、6の納期につきまして市町間で違いがございます。この納期につきましては、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがあることから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと存じます。

軽自動車税でございますが、2の税率と4の納期が異なっております。このうち2の税率でございますが、高松市におきましては、50cc以下の原動機付自転車及びミニカーについては、標準税率を適用いたしておりますが、その他の車種につきましては、制限税率が適用されております。

一方、国分寺町では、すべての車種に標準税率が適用されております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町たばこ税でございますが、これは両市町とも同じ内容でございますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

特別土地保有税でございますが、この特別土地保有税につきましても、両市町とも同じ内容でございますことから、調整案は「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

入湯税でございます。現況のうち、2の税率と3の課税免除基準において違いがございます。このうち2の税率でございますが、高松市では入湯客1人1日につき150円といたしておりますが、国分寺町では100円となっております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

事業所税でございます。この事業所税は、人口30万人以上の市等におきまして課税されるものでございまして、現在、県内におきましては、高松市だけが課税しているものでございます。

この事業所税の調整でございますが、国分寺町におきましては、全く新たな税目となりますことから、合併特例法の規定に基づく最大限の激変緩和措置を適用することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

納税関係でございますが、1の納期前納付に対する報奨金、2の口座振替制度及び3の滞納処分の三つの項目が挙げられておりますが、このうち1の納期前納付に対する報奨金において、市町間で違いがございます。

この納期前納付に対する報奨金につきましては、16年度の現況を記載しておりますが、高松市におきましては、最後に印で記載しておりますように、平成17年度から制度を廃止することになっております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどに記載のとおり、固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度、これは100分の0.5という率でございますが、この制度を適用する。住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止するといったしております。

そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の18ページにお戻り願いたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整内容に基づく提案内容でございますが、18ページの枠の中に記載しておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1国分寺町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2国分寺町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3国分寺町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

なお、参考といたしまして、次の19ページから21ページには地方税の概要を、また22ページには合併特例法の中の地方税の特例に関する条文の抜粋を掲載いたしております。恐れ入りますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第24号地方税の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第24号につきましても、次回、第10回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第25号一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

一般職の職員の身分の取扱いに関する資料のうち、まず、職員数等でございます。1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、3の級別職種でございますが、20ページから22ページにかけて記載のとおり、高松市では、全職種とも同じ分類表でございますが、国分寺町では、行政職の分類表以外に技能労務職の分類表が1種類、医療職の分類表が3種類ございます。

また、次の23ページには、平均給料月額等の現況を記載をいたしております。

調整案でございますが、20ページにお戻りいただきまして、20ページの右下にございますように、「国分寺町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料25ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、先ほど説明いたしました調整案と全く同じ内容でございます。朗読は省略させていただきます。

以上で協議第25号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第25号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第26号事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の28ページでございます。

協議第26号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどの枠で囲った部分でございますように、「現在の国分寺町役場については、国分寺町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。国分寺支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、国分寺町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、この提案内容の基本的な考え方等を補足して御説明申し上げます。

まず、1点目といたしまして、合併の効果を上げるということでございます。

合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織、機構及び人員体制を極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係るさまざまな意向調査等におきまして、人件費の削減が最大の効果として強く期待をされているところでもございます。

次に、2点目といたしまして、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。

住民がなれ親しんできたこれまでの行政体制が、合併によって急激に変化することは、行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因となっていることも事実でございます。このようなことから、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意をするということでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。

この事務組織、機構につきましては、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握、検証する中で、全庁的組織機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう見直しを行うということでございます。

以上のような基本的な考え方に基づきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である簡素で効率的、効果的

な行政組織体制の確立を展望した地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたものでございます。

提案内容についての説明は、以上でございます。

なお、次の29ページと30ページには、両市町の行政機構図を掲載いたしておりますので、また後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第26号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

池崎委員 国分寺の池崎です。

ここが支所になるわけなんですけれども、今はさっきの数値からいっても、町の職員が203名、今度支所になると何人ぐらい残られるのかなと思うんですけども。

実は、この間の10月20日の台風で水害が起きましたが、あのときには、本当にその当日、私は家の中でおりましたが、もう本当に再々防災無線で放送がありました。やはりそれは、町職員の方や消防団の方が各地を見回って状況を見て、そのように住民に指示をしたのではないかと思います。

さらに、あくる日とかその後は、多分に水害がありまして、そのときには21日も22日の日もその水害のところへ行ってみましたけども、私が行った時間によるわけなんですけれども、町の職員の方、それから町議会の方たち、皆さんが、もう本当に作業服を着ていて、どこから来られたのかな、業者の方かなと思ってよくよく顔を見ましたら、教育長さんであったり議長さんであったり、本当に恐縮しましたが、それが11月の初めまで、その事後処理にかかったようなんですけれども、その間、役場に行っても、皆さん作業服を着て、空席がたくさんありましたけども、事務をしておいでの方も作業服を着て、いつ、その現地へ出向いて行けるような体制でありました。

だから、あのときには、本当に今の町の皆さんが一生懸命になって、災害の処理に当たってくださったわけなんですけども、中には災害に遭った方には、これまあ今であってよかったと。何年か先の合併した後だったら、こんなふうには早くはならなかったかもしれないんじゃないか。まあ我々は高松市の状況を知りませんから、そんなふうなこと言っている町民もおりましたけども、これが人数が少なくなると、やはり支所になって人数が少

なくなると、そのような対処の仕方が難しいんじゃないかと思います。

私がおもうのは、支所になって何人になるか知りませんが、できるだけ多くの方がこの支所に残っていただいて、町民に対処していただきたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（増田会長） 支所の規模についてのお尋ねですが、事務局からお答えします。

事務局長 まず、組織・機構ということについて説明をさせていただきますけれども、どのような状態を基礎として考えるかということをございまして、特別な事情が発生した場合の対応と平常時、通常時の対応という、そういうそれぞれ異なった段階における組織がどうあるべきかということについては、どのような組織であっても基本的な考え方としてあるものと存じます。

ピークに合わせるのがいいのか、あるいは平常時の業務量に合わせた体制を考えるのかということになるかと思ひます。

支所の体制といたしましては、今回提案いたしてあります中で、調整の考え方として三つあります。

一つは、この会議資料の28ページの3行目にありますが、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意する。二つ目は、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さない。三つ目は、国分寺町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、その三つの視点から調整を行うということをございまして、基本的に住民サービスに大きな変化を起こさない、住民サービスがきちんと提供できるという体制を整えた上で、あと、どのような人数で対応するかということをございます。

人数が先か、何をするか先かということになりますと、いろいろ議論があろうかと思ひますけれども、そういう考え方をもとに調整をさせていただくということでの提案でございますので、今この段階で何人になるというようなことについては、申し上げられる段階ではございません。

三つ目の国分寺町の地域特性等をということ、これは国分寺町としてどういうものが該当するのかということ、現在、検討してもらっておるところでございますので、まだまだ不透明なところがあるかと思ひますけれども、今後、調整を行っていくということをございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第26号につきましても、次回会議で改めて質疑及び協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第27号一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

附属資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料の方の25ページでございます。

25ページから26ページにかけて、現在、両市町が加入いたしております一部事務組合等の状況を記載いたしております。

まず、25ページの1の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町とも加入いたしておりますが、共同で実施している事務のうち、 、 につきましては、国分寺町は該当がございません。

次に、2の坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合、そして26ページの3の綾南環境衛生組合及び4の香川県市町総合事務組合につきましては、国分寺町のみが加入している一部事務組合でございます。

次に、5の土地開発公社につきましては、両市町とも設立をいたしております。

以上が一部事務組合等に係る両市町の現況でございますが、国分寺町のみが加入しております一部事務組合については、現在、合併協議を行っている他の町も加入をいたしております。

例えば、26ページの3の綾南環境衛生組合ですと、構成町のうち綾上町と綾南町が合併協議を行っており、また、綾歌町は、既に丸亀市・飯山町との合併が決定しているという状況でございます。このようなことから、国分寺町のみが加入している一部事務組合については、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要があるものと思われま

す。このような状況を踏まえた調整案でございますが、25ページの右下にございますように、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続を行うものとする。

国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の33ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどに記載しておりますが、先ほど附属資料で申し上げました調整案と同じでございます。朗読は省略させていただきます。

以上で協議第27号一部事務組合等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号につきまして、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議27号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第28号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料28ページでございます。

消防団の取扱いに関する資料のうち、まず、組織について御説明申し上げます。

28ページにございますように、高松市消防団は6方面隊、26の分団で構成をされております。また、階級は七つの階級に分かれておりまして、定員並びに現員数は資料に記載のとおりでございます。

一方、国分寺町でございますが、四つの分団で構成されております。また、階級は六つの階級に分かれておりまして、定員、現員数は記載のとおりでございます。

このように、両市町では団の組織が異なるほか、階級及び階級の定員に違いがございます。

対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、国分寺町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団国分寺分団とする。国分寺町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「国分寺町消

防団は、高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

消防団員の報酬等でございますが、1の団員報酬と2の出動報酬等に違いがございます。

また、30ページの3の退職報償金でございますが、5年以上の団員に対する退職報償金は、両市町とも同様でございますが、5年未満の場合については、差異がございます。

このように両市町では、団員報酬、出動報酬等及び退職報償金に差異がございますが、調整案といたしましては、29ページの右下に記載してありますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

消防団員互助共済会でございますが、高松市では、消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的として、そこに記載してありますような組織を設け、消防団員が退団する際の退団者の報償などの給付を行っております。

一方、国分寺町では、香川県の消防団員福祉共済に加入いたしておりますが、このような互助組織はございません。なお、印で記載してありますように、国分寺町の消防団慶弔内規に基づき団員への結婚祝い金、病氣見舞金及び死亡弔慰金の給付を行っております。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

被服等貸与でございます。両市町では、現況欄に記載のとおり、被服等の貸与を行っております。品目あるいは数量等に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

消防団車両でございます。現在、両市町では、資料に記載のとおり消防団車両を保有いたしておりますが、その装備等に違いがございます。これらの現況を踏まえた対応策でございますが、国分寺町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現行どおりとするとし、調整案といたしましては、「国分寺町の消防団車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の36ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整内容に基づく提案内容でございますが、3

6ページの中ほどにございますように、「国分寺町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

以上で協議第28号消防団の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第28号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第29号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の35ページをごらんいただきたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いのうち、まず、国民健康保険（料・税）の賦課等でございます。35ページの1の保険料・税の区分でございますが、高松市では保険料として、一方、国分寺町では保険税として賦課いたしております、その根拠法令等が異なっております。

また、4の税率等につきましては、課税限度額は同じでございますが、所得割などの税・料の率において差異があり、また、5の納期、36ページの8の徴収方法等についても違いがございます。

このように、両市町では、保険税と保険料の違いにより根拠法令等が異なるほか、税率等、納期、徴収方法が異なっておりますが、対応策といたしましては、35ページの右側の中ほどにございますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。国分寺町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引き継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりと

する。」としたところでございます。

続きまして、37ページをお開き願いたいと存じます。

国民健康保険の健康推進事業でございます。ごらんのように両市町とも同じ内容で人間ドック、脳ドックの助成を実施しておりますことから、調整案は「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと思います。

出産育児一時金でございますが、こちらにつきましても同じ内容でございますことから、調整案は「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、39ページをお開き願います。

葬祭費でございますが、2の給付費について、高松市では1件当たり5万円、国分寺町は3万円と違いがございます。また、5の支給期日が異なっております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと思います。

高額療養費貸付制度でございます。

高松市では、国保料を完納していることなどの要件を満たす被保険者に対し、高額療養費相当額の9割を無利子で貸し付ける制度を設けております。

一方、国分寺町では該当がございません。なお、国分寺町では、社会福祉協議会において、この高額療養費に係る貸付制度を設けております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料39ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどの枠の中に記載しておりますように、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上で協議第29号国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

綾野委員 国分寺町の綾野でございます。

財産の取扱いの折に、高松市から示された国保会計における財政調整基金はゼロとなっていたと思います。調整案の中には、税率については合併年度及びこれに続く3年度に限り現行のとおりとなっておりますが、高松市はこの3年間の間に保険料の改正をしないで、ここに示されておる、資料に示されている税率でいけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） はい、お答えします。

事務局次長（加藤） それでは、市民部会の方からお答え申し上げます。

間島市民部会委員 市民部会の間島と申します。

先ほどの御質問でございますが、ここに示しております調整案のとおり、合併年度及びこれに続く3年度に限って国分寺町の医療給付費についての税率は変えるつもりはございません。

以上でございます。

綾野委員 ですから、私がお尋ねするのは、高松の税率ですが、高松は財政調整基金を持っておらんと思います。

間島市民部会委員 済みません。それは、それぞれの市町で財政の考え方が異なりますので、確かに、高松市の場合は、国保の財政調整基金は持ってませんが、持っていないからといって、ですから持っていない部分については、その、一般会計からの繰り入れを行っていただいておりますので、何ら国分寺町と変わるものではないとふうには理解しております。

以上でございます。

綾野委員 私のところの国保会計の場合は、黒字が出たら、それを次の年度に繰り越していくし、また財政調整基金に積み立てておりますが、3年後にこの財政調整基金が大きな金額になっただけの取扱いですけども、それはやっぱり高松へ持って行って、一緒に入れておくというような考えですか。

間島市民部会委員 基本的には、基金のところでの恐らく、この調整案のとおり、合併のときに高松市の方に吸収させていただくような形にはなろうかと思いますが。

綾野委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第29号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第30号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の42ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料42ページでございます。

介護保険事業のうち、まず、運営主体等について御説明申し上げます。

42ページの1の運営主体でございますが、介護保険事業におきましては、介護保険法に基づき、市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び国分寺町がそれぞれ保険者として運営しておりまして、両市町村の被保険者数、介護認定者数は資料に記載のとおりでございます。

次に、2の介護保険事業計画でございますが、市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期とした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととなっております。

現在、平成19年度までの第2期計画期間中でありまして、来年度に見直しを行うことといたしております。これは、両市町とも同様でございます。

次に、3の介護保険事業財政調整基金及び4の香川県財政安定化基金拠出金等につきましては、高松市及び国分寺町とも同様でございます。

なお、4の香川県財政安定化基金につきましては、保険財政の不足が見込まれる場合、この基金から借入れができることとなっております。国分寺町では、平成16年3月31日現在で同基金からの借入金が800万円ございますが、17年12月に完済の予定でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の43ページをお開き願いたいと存じます。

介護保険料の賦課・徴収でございます。1の保険料について、65歳以上の第1号被保

険者の保険料につきましては、高松市は被保険者本人が市民税非課税者の第3段階、4万400円を基準に6段階を設定し、国分寺町も同じく第3段階4万800円を基準に6段階を設定しております、保険料額及びその乗率が異なっております。

また、3の納期が異なりますほか、4の滞納保険料の徴収方法等におきましても、市町間で違いがございます。

また、右上の問題点・課題の欄に、3点目の項目として挙げておりますように、第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うことになっております。

これらを踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の44ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険給付事業でございますが、現況のうち、3の給付費通知の回数に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、45ページをお開き願います。

利用者負担軽減事業でございますが、現況うち、2の社会福祉法人減免に対する助成のうちの所得要件に市町間で違いがございます。

また、3の離島での介護保険サービス提供事業者への助成は、高松市のみの制度でございます。

このように、社会福祉法人減免に対する助成の所得要件に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

介護認定調査事業等でございます。

1の介護認定調査（直営）及び2の介護保険認定調査（委託）に記載のとおり、高松市では、原則として、新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、この直営分を除く更新申請分等については、市内の老人介護支援センターや老人保健施設などに委託し、認定調査を実施しております。

一方、国分寺町では、調査全体の9割の、主に町内の施設等の認定調査を直営で実施するとともに、直営分を除く調査については、居宅介護支援事業所などに委託し、認定調査などを実施いたしております。

これらの現況を踏まえた調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、47ページをお開き願いたいと存じます。

介護サービス事業所運営事業でございます。1の居宅介護支援事業所は、高松市では、県の指定を受けた民間事業所が実施しているのに対しまして、国分寺町では、老人保健施設こくぶんじ荘で直営で実施運営をいたしております。

次に、2の訪問看護事業所につきましては、両市町とも県の指定を受けた民間事業所が実施いたしております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料42ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。」というものでございます。

以上で協議第30号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第30号につきまして、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第30号につきましては、次回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第31号交通関係事業の取扱い（協定項目第24-16号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の49ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料49ページでございます。

交通関係事業のうち、まず初めに、交通安全運動でございますが、資料に記載のとおり、両市町では活動内容に若干の差異がございますものの、ほぼ同様な交通安全運動を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、50ページをごらんいただきたいと存じます。

交通安全活動でございますが、1の交通安全指導者研修会、2の交通安全教室の開催、3の街頭交通指導の実施主体等、そして5の交通安全指導者育成事業につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、実施内容等に若干の差異がございます。

また、4のマナーアップモデル地区事業は、高松市のみの事業でございます。

以上が両市町の現況でございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、51ページをお開き願います。

交通安全資材の配布でございますが、1の保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民交通傷害保障でございますが、現在、両市町共に交通傷害保険事業を実施いたしておりますが、保険期間、保険料等に差異がございます。

また、4の保険料の欄に記載しておりますように、国分寺町では、保育所・幼稚園・

小・中学生の加入者に対して、保険料の一部を補助いたしております。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。なお、国分寺町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、53ページをお開き願いたいと存じます。

放置車両等対策でございますが、1の放置自動車対策につきましては、高松市のみの制度でございます。

2の放置自転車対策でございますが、高松市では、現況欄に記載しておりますように、公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持するため、放置禁止区域、放置整理区域、それ以外の区域を設け、整理及び撤去を行っております。

一方、国分寺町でございますが、JR端岡駅周辺を放置禁止区域とし、整理、撤去を行っておりますが、市町間では、放置自転車等の禁止区域、また、撤去までの放置期間及び移送保管料に違いがあります。

次に、55ページでございますが、55ページの放置自転車保管後の再利用としてのレンタサイクルシステム、放置自転車の一般販売、これにつきましては高松市のみの事業でございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、53ページにお戻りいただきまして、53ページの右側、中ほどにございますように、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における「放置禁止区域」については、「放置整理区域」として取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと思います。

自転車等駐車場管理でございますが、現況欄にございますように、両市町とも有料の自転車駐車場を設置いたしておりますが、管理方法は、高松市が委託、国分寺町は直営で管理をいたしております。また、自転車駐車場の利用時間と駐車料に違いがございます。

なお、国分寺町では、この自転車駐車場管理事業資金に充てるため基金を設置いたしております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、57ページをごらんいただきたいと存じます。

生活バス路線維持でございますが、高松市では、減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、現在、12の路線に対して補助を行っております。

一方、国分寺町では、廃止になった2路線に対し、廃止路線代替バスとして、町営バスを運行いたしております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の45ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、45ページ中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。ただし、市・町民交通傷害保障に係る保険期間、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時まで調整するものとする。国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

以上で協議第31号交通関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎ですけど、今まで、これ、高松西高へ行っていた便は、この中でどれなんですかね。

議長（増田会長） お答えします。

事務局次長（加藤） 都市開発部会の方から答弁をお願いします。

氏部都市開発部会委員 都市開発部会の氏部でございますが、高松市の現況欄に、西高行のバスについては、琴電バスの自主運行路線ということでございますので、補助対象路

線でございますので、この表の中には含まれておりません。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますたら、協議第31号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第32号その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24-23号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料59ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（市・町民褒章制度）でございますが、1の名誉市民と3の市民栄誉賞につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、2の市・町政功労賞でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では表彰条例に基づき功労者の表彰制度を設けておりますが、国分寺町では、これまでのところ該当者はございません。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、国分寺町の町政功労者については、待遇措置は継承しないものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、会議資料の調整案といたしましては、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。」という、この調整案と同じでございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第32号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第32号につきましても、次回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図ることいたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、(1)の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、及び(2)の高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について、2件を一括して事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、説明申し上げます。

まず、高松市と近隣町で設置している合併協議会の協議の状況について御説明申し上げます。

会議資料につけております別紙として1枚物の資料をつけております、合併協定項目の協議状況という資料をごらんいただきたいと存じます。

合併協定項目の協議状況でございますが、委員の皆様の参考としていただくため、第7回会議から、高松市が近隣町と設置している六つの合併協議会の合併協定項目の協議の状況を合併協議会ごとに一覧表に整理し、資料として提出をいたしております。

この資料は本日、11月29日現在のものでございますが、左から三つ目の太く枠で囲っております、この高松市と国分寺町の合併協議会の協議状況欄には、本日、新規提案をいたしました項目に 印をつけております。

なお、一番左の端の高松市・塩江町合併協議会につきましては、去る11月24日に開催いたしました協議会において、すべての合併協定項目についての協議が終了をいたしております。

合併協議会の協議状況は、以上でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明申し上げます。

会議資料の49ページをごらんいただきたいと存じます。一番最後のページ、49ページでございます。

(2)の会議の開催予定でございますが、次回の第10回会議につきましては、現在のところ、12月22日水曜日の午後1時30分から高松市役所での開催を予定いたしております。

事務局からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 以上がその他ということで、事務局からの説明でございました。

せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら承りますが。

はい、どうぞ。

末澤委員 国分寺町の末澤 進でございます。

きょうの地域審議会と議員定数についても、お聞きのとおりのような意見が出ておりました。これに臨むに当たりまして、合併特別委員会でいろんな意見を出してもらったわけですけども、きょうの説明で、大体、出席の委員さんは、私のみ込めたかと思うんですが、やはり今度の、次の会に臨むに当たって、御意見また聴かないかと思うんですが、結果として、次の会で大体これを決めていくという考え方でおっついでいいのかなどうか。もし、少なくとも、できることなら全員の方に理解をしていただきたいという気持ちもありますので、少なくとも22日の日から一週間前には特別委員会を開催、いつもいたしております。

そういう中で、非常に他の5町との兼ね合いもありましようけれども、事務局の局長さんなんか、こういう審議会と議員定数のことについて、私たち以外の委員さんからいろいろ質問が出るかと思うんです。そういうところで説明なり、あるいはお答えしていただければ、より理解が深まるんでなかろうかと。できることなら、一歩でも和気あいあいの中で、この合併を成功させたい、調印させたい。そういう気しております。そうしませんと、調印後の見通しの心配もせにやいかんということもありますので、その点でいかがでしょうか。そういう時間的ちゅうんか、人員配置といいますが、そういう場は設けられるものでしょうか、どうでしょうか。それちょっとお伺いさせていただきます。

議長（増田会長） はい、事務局から。

事務局長 まず、2点ほどあったかと思いますが、まず最初の、いつの合併協議会で確認をするかということについては、それはもう合併協議会のお考えでございますので、それについては差し控えたいと思います。

それで、国分寺町内部での調整段階で事務局として説明できるかどうかということかと思えますけれども、それについては、基本的には、まずは国分寺町の合併担当部署がございますので、そこで説明をさせていただくということになろうかと思えます。

一部、個人的なことを含めまして、どうしても事務局の方に問い合わせをしたいということであれば、事務局の方で対応できる範囲でお答えさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

末澤委員 いいお答えいただきました。ありがとうございました。

非常にやっぱり、ほかの方たちも住民の代表でございますから、そういう方々が考える不安あるいは質問というものは、やはり私自身も頭に入れておきたいという気があります

ので、問い合わせていただければというのでなしに、できれば出席していただいて、いろいろ質問に対して答えていただければ、生の声が聞けるんじゃないかと思います。その点は御時間的にどんなでしょうか。無理言えるでしょうか。

議長（増田会長） できるだけ御要望に沿いたいと思いますが……。

事務局長 現実のところ、非常に時間がないところでの作業を行っております。

時間さえあれば、そういうことについても検討させていただきたいと思います。

末澤委員 ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、これをもちまして高松市・国分寺町合併協議会第9回会議を閉会させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

午後 3時21分 閉会

会議録署名委員

委員 谷本繁男

委員 池崎清子